

議案第 91 号

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例及び箱根町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例及び箱根町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 28 年 12 月 1 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

地方自治法施行令及び地方公営企業法施行令の一部を改正する政令（昭和 61 年政令第 186 号）が昭和 61 年 5 月 30 日から施行されたことに伴い、議会の議決に付すべき財産の取得又は処分並びに水道事業の用に供する資産の取得及び処分をする場合の要件に不動産の信託の受益権の買入れ等が追加されたため、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
及び箱根町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正)

第1条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年箱根町条例第24号)の一部を次のように改正する。

第3条中「又は売払い」を「若しくは売払い」に、「5,000平方メートル」を「5,000平方メートル」に、「とする」を「又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする」に改める。

(箱根町水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 箱根町水道事業の設置等に関する条例(昭和43年箱根町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第5条中「又は」を「若しくは」に、「土地」を「不動産の信託の場合を除き、土地」に、「とする」を「又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。